

株式の分割に関する取締役会決議公告

平成 18 年 11 月 10 日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目 12 番 3 号

株式会社 クエスト

代表取締役社長 佐藤 和朗

平成 18 年 11 月 9 日開催の当社臨時取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

1. 平成 19 年 1 月 1 日（月曜日）付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 1.3 株に分割する。

(1) 分割により増加する株式数 普通株式として、平成 18 年 12 月 31 日（日曜日）最終の発行済株式総数に 0.3 を乗じた株式数とする。

但し、計算の結果 1 株未満の端数株式が生じた場合は、これを切捨てる。

(2) 分割の方法 平成 18 年 12 月 31 日（日曜日）〔但し、当日及びその前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 18 年 12 月 29 日（金曜日）〕最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 1.3 株の割合をもって分割する。但し、分割の結果生ずる 1 株未満の端数株式は、これを一括売却または買受けし、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配する。

2. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以 上

お知らせならびにご注意

1. (1) 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。但し、1 単位（100 株）未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行されません。
- (2) 株券保管振替制度ご利用の場合は、平成 19 年 1 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿及びご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることとなります。
- (3) 株式の分割後の株券及びご所有株式に関するご案内は、平成 19 年 2 月 21 日にお届出ご住所にお送り申し上げます。
- (4) 平成 19 年 1 月 1 日以後になされた単元未満株式については、その買取代金のお支払いが平成 19 年 2 月 8 日以後となります。（但し、実質株主名簿に記載または記録された単元未満株式についての買取代金は、通常の日程でお支払いいたします。）
2. 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませ下さい。
- なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませ下さい。

株主名簿管理人 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号

中央三井信託銀行株式会社 本店

同事務取扱所 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

（お問い合わせ先） 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部

同 取 次 所 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店

日本証券代行株式会社 本支店

公告の中断についての追加公告

1 . 公告中断日時

平成 18 年 12 月 22 日 午前 1 時 5 分頃から同日午前 10 時 15 分頃まで。

2 . 公告中断事由

システム障害により公告の中断が生じました。